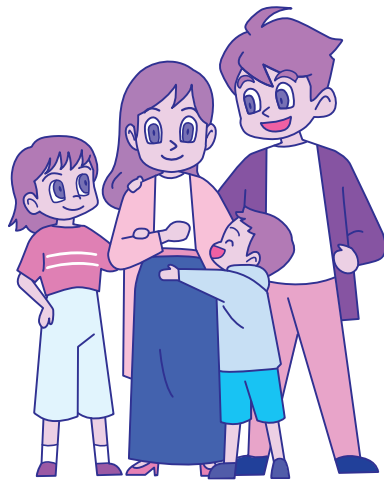


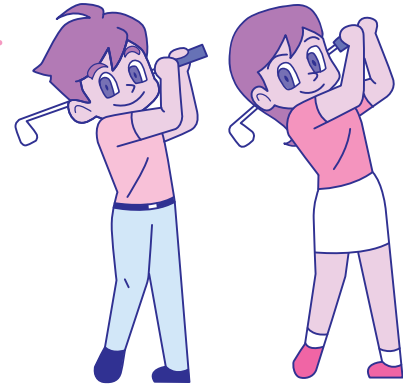
## 暮らしの 安心工房 団体契約

積水ハウスグループ従業員とそのご家族を対象としたお手頃な保険料で、日常生活におけるケガ、携行品損害、賠償責任、ホールインワン費用などの補償が受けられる掛捨てタイプの保険です。



お得な  
団体割引が  
適用されます。

入院・通院は  
1日目から  
支払対象です。



### お手続きについて

- ◆保険期間 2026年6月1日午後4時～2027年6月1日午後4時までの1年間
- ◆保険料 2026年7月分給与より給与天引き（退職者は8月口座振替）  
（年間一括払いの方は7月分給与にて一括で天引きします）
- ◆申込 1. 現役社員の方 WEB 上での申込となります。詳細は別途社内イントラで通知される案内文書をご確認ください。  
2. 退職者の方 「団体契約専用加入依頼書（兼変更依頼書）」に必要事項を記入の上、提出してください。
- ◆継続 今年度は保険金額・保険料に変更がございます。変更内容はプランにより異なりますが、改めてご加入中の補償プランをご確認願います。  
ご加入者の方から特段のお申し出がない限り、前年度と同じプランで自動継続となります。ご不明な点につきましては、積水ハウスフィナンシャルサービス（株）までお問い合わせください。
- ◆変更・脱退 1. 現役社員の方 WEB 上でのお手続きとなります。詳細は別途社内イントラで通知される案内文書をご確認ください。  
2. 退職者の方 「安心工房変更・脱退通知書兼更改加入依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ提出してください。  
●退職後も継続のご加入ができます  
※一定の条件があります。条件については、積水ハウスフィナンシャルサービス（株）にご照会ください。
- ◆締切日 1. 現役社員の方 2026年5月8日（金）  
2. 退職者の方 2026年5月8日（金）積水ハウスフィナンシャルサービス（株）書類必着

<取扱代理店>

積水ハウスフィナンシャルサービス株式会社

TEL 06-6440-3387 FAX 06-6440-3290

e-mail [signal@qf.sekisuihouse.co.jp](mailto:signal@qf.sekisuihouse.co.jp)

個人の補償を充実させた生活必須アイテムです。

元気なお子さま、独身者におすすめの

# 生活プラン

(安心生活総合補償保険)

社員、社員ご本人の配偶者・子供・両親・兄弟・姉妹、および社員ご本人と同居している親族を被保険者としてご加入いただくことができます。

傷害事故、携行品損害、賠償事故をセットした広範囲な補償内容で、あなたをバックアップします。

- ・「個人賠償責任」および「携行品損害」の各補償につきましては、被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の特約をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。

補償内容	保険金額		
死亡・後遺障害	55万円	170万円	490万円
入院保険金日額	1,600円	3,200円	6,000円
通院保険金日額	1,200円	2,200円	4,000円
携行品損害 <sup>※1</sup> (自己負担額3,000円)	10万円	20万円	30万円
個人賠償責任 <sup>※2</sup>	2億円	2億円	2億円

年払保険料	SS5	6,500円	SS1	11,980円	SS2	22,890円
月払保険料	S5	600円	S1	1,100円	S2	2,100円

もしもの時、家族みんなの味方になります。

家族の多い方へおすすめの

# ファミリープラン

(安心生活総合補償保険)

社員および社員ご本人の配偶者・子供・両親・兄弟・姉妹を被保険者本人としてお申込みいただくことができます。ご本人<sup>※A</sup>のご家族<sup>※B</sup>や同居の親族、または離れて暮らす未婚のお子さままで、ご家族を様々な補償でカバーします。

- ・「個人賠償責任」および「携行品損害」の各補償につきましては、被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の特約をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。

	補償内容	保険金額		
本人	死亡・後遺障害	50万円	150万円	220万円
	入院保険金日額	1,500円	4,500円	6,000円
	通院保険金日額	1,000円	3,300円	5,500円
配偶者	死亡・後遺障害	40万円	140万円	190万円
	入院保険金日額	800円	3,000円	5,400円
	通院保険金日額	700円	2,200円	4,500円
その他の親族	死亡・後遺障害	20万円	80万円	120万円
	入院保険金日額	600円	2,000円	3,000円
	通院保険金日額	500円	1,500円	2,400円
	携行品損害 <sup>※1</sup> (自己負担額3,000円)	10万円	20万円	30万円
	個人賠償責任 <sup>※2</sup>	2億円	2億円	2億円

年払保険料	FF1	11,920円	FF3	34,830円	FF5	56,720円
月払保険料	F1	1,100円	F3	3,200円	F5	5,200円

※A. 加入依頼書または変更・脱退通知書の被保険者欄には被保険者本人お一人の名前をご記入ください。

※B. 「ご家族」の範囲は、本人、その配偶者およびこれらと同居の親族および別居の未婚のお子さまとなります。未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

※1 次の物は保険の対象となりませんのでご注意ください。

眼鏡、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、クレジットカード、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、稿本、設計書、義歯、コンタクトレンズ、自動車、自転車、ノート型パソコン、動・植物

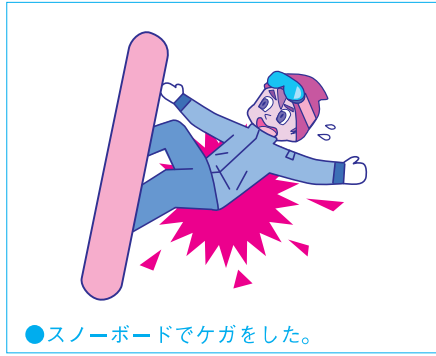
など

※2 個人賠償責任補償は、国内のみ示談交渉サービス付となります。

〈示談交渉サービスについて〉

- ・国内の事故に限り、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- ・示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者（賠償責任の補償を受けられる方）および被害者の同意が必要となります。
- ・この補償の対象となる事故に限ります。
- ・賠償責任額が明らかに賠償責任保険金額を超える場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスを受けられません。

◆たとえばこんなとき、保険金をお支払いします。(生活プラン・ファミリープラン)



◆支払事例

■生活プラン(S2)に加入のAさん

雪で凍結した道路ですべてケガ。15日間通院して**6万円の通院保険金**の支払いを受けた。

■生活プランに加入のBさん

家族旅行に持っていたデジタルカメラを誤って落下させて破損。**携行品損害保険金**として修理費用から自己負担額3千円を差し引いた**4万円**の支払いを受けた。

■ファミリープランに加入のCさん

小学5年生の長男が自宅近くで遊んでいて駐車中の車両にキズをつけ、修理費用として**賠償責任保険金18万円**の支払いを受けた。

■ファミリープラン(F3)に加入のDさん

中学2年生の長女が、下校中に車にはねられて骨折。30日間の入院と40日間の通院によって**入院保険金6万円と通院保険金6万円**の支払いを受けた。

団体割引20%<sup>※1</sup> 損害率による割増引10%割引<sup>※2</sup>

●通院も1日目から補償

●免責期間なし

●日常生活に役立つ賠償責任補償つき

※1 今年度の被保険者数が1,000名未満の場合には、翌年度の団体割引率が変わります。

団体割引率が変わる場合、生活プラン・ファミリープランは死亡・後遺障害、入院保険金日額、通院保険金日額、携行品損害の保険金額を引き下げることにより調整が行われます。

(また、一部保険料が変更になる可能性があります。)

※2 損害率による割増引は毎年見直されます。

ゴルフをする人なら忘れずに…

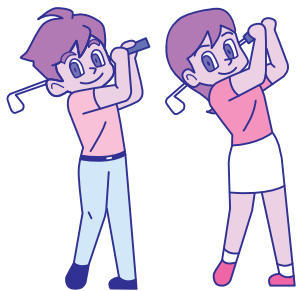
# ゴルフプラン

(ゴルファー保険)

社員、社員ご本人の配偶者・子供・両親・兄弟・姉妹、および社員ご本人と同居している親族を被保険者としてご加入いただくことができます。

ゴルフ賠償責任保険  
 (ゴルファー傷害補償特約  
 ゴルフ用品補償特約  
 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 付帯)

ゴルフ中の様々な事故に備え、4種類の補償をセットしています。



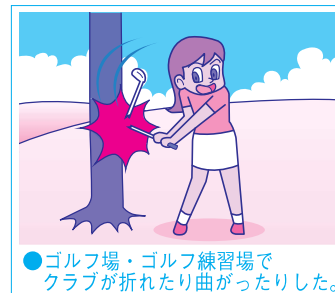
補償内容		保険金額			
ゴルフ賠償責任		5,000万円	1億円	1億円	1億円
ゴルファー傷害	死亡・後遺障害	740万円	770万円	1,000万円	1,000万円
	入院保険金日額	11,100円	11,550円	15,000円	15,000円
	通院保険金日額	7,400円	7,700円	10,000円	10,000円
ゴルフ用品損害		20万円	30万円	30万円	40万円
ホールインワン・アルバトロス費用		20万円	30万円	65万円	100万円

年払保険料	GG3	3,870円	GG5	5,490円	GG8	8,740円	GG1	12,520円
月払保険料	G3	350円	G5	500円	G8	800円	G11	1,150円

●ゴルフ賠償責任の免責金額(自己負担額)は0円です。

(注) ゴルフの競技または指導を職業としている方は、ホールインワン・アルバトロス費用を補償するお引受けはできませんので、上記プラン以外でのお引受けとなります。詳しくは積水ハウスフィナンシャルサービス(株)までお問い合わせください。

◆たとえばこんな時、保険金をお支払いします。



◆支払事例

■ゴルフプランに加入のEさん

ゴルフ練習場にてティーショットを打った際ドライバーヘッドが破損、**ゴルフ用品損害保険金**として修理費用**2万円**の支払いを受けた。

■ゴルフプラン(G8)に加入のFさん

167ヤードのショートホールで会心のショットを打ち、生まれてはじめてのホールインワンを達成。祝賀会開催費用、贈呈用記念品購入費用、キャディへの祝儀費用として**ホールインワン費用保険金65万円**の支払いを受けた。

## 団体割引30%<sup>※1</sup><sub>※2</sub>

●通院も1日目から補償

●免責期間なし

●ゴルフ場・ゴルフ練習場構内における賠償責任補償つき

※1 被保険者(加入者数)が1,000名未満の場合には、団体割引率に変更されます。

団体割引率に変更される場合、ゴルフプランはゴルファー傷害、ゴルフ用品損害の保険金額を引き下げることにより調整が行われます。(また、一部保険料が変更になる可能性があります。)

※2 ゴルフプランは団体割引30%のみの割引となります。

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いできない主な場合についてはこのパンフレット後記「お支払いする保険金の内容」をご覧ください。

●生活プラン・ファミリープラン・ゴルフプランとも、すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

保険の対象となる方（被保険者）について

1. 「保険の対象となる方（被保険者）ご本人\*1」としてご加入いただける方

		生活プラン・ ゴルフプラン	ファミリー プラン
①	積水ハウス株式会社およびその系列会社の役員・従業員	○	○
②	①の方のご家族	○	○
	配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟		
	①の方と同居されているご親族	○	—

※対象となる系列会社については、積水ハウスフィナンシャルサービス株式会社までご連絡ください。

\* 1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

2. 保険の対象となる方（被保険者）の範囲

	生活プラン		ファミリー プラン	ゴルフプラン
	右記以外	個人賠償責任		
①	ご本人*1	○	○	○
②	ご本人*1の配偶者	—	○	—
③	ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	○	—
④	ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子さま	—	○	—

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人\*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

\* 1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（次の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。）。

①婚姻意思\*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等内の血族または3親等内の姻族をいいます。

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\* 1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
① 生活 プラン	安心 生活 総合 補償 保険	死亡 保険 金	被保険者(*1)が急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(*2)をされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご加入者（生活プランの場合）、被保険者(*1)、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ</li> <li>自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ</li> <li>脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ</li> <li>妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ</li> <li>地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ</li> <li>戦争、内乱、暴動等によるケガ(*4)</li> <li>ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ</li> <li>自動車・オートバイ・モーターボート等の乗用具による競技等を行っている間のケガ</li> <li>むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの</li> <li>*医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</li> </ul>
		後遺 障害 保険 金	被保険者(*1)が事故によりケガ(*2)をされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100% (注)保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
		入院 保険 金	被保険者(*1)が事故によりケガ(*2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
		手術 保険 金	被保険者(*1)が事故によりケガ(*2)をされ、そのケガの治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において手術(*3)を受けられた場合	次の金額をお支払いします。 ①入院中(注)に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限り、(注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
	通院 保険 金	被保険者(*1)が事故によりケガ(*2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数<90日限度> (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位(*5)を固定するために被った被保険者以外の医師の指示によりギブス等(*6)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。		
② ファミ リー プラン	安心 生活 総合 補償 保険	携行 品 損害 保険 金	被保険者(*1)の居住の用に供される住宅外で被保険者が携行する被保険者所有の身の回り品が偶然な事故により損害を被った場合 (注)次の物は保険の対象となりませんのでご注意ください。 有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、稿本、設計書、義歯、コンタクトレンズ、眼鏡、自動車、自転車、携帯電話、ノート型パソコン、動植物 など	被害物の時価を基準に算定した損害額および損害の防止に要した費用などから1回の事故につき3,000円（自己負担額）を差し引いた額を携行品損害保険金額を限度にお支払いします。ただし、携行品1個（1組または1対）につき10万円、現金・乗車券等については合計して5万円を限度とします。 (注1)複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 (注2)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご加入者、被保険者(*1)の故意または重大な過失による損害</li> <li>けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる損害</li> <li>自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害</li> <li>地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</li> <li>戦争、内乱、暴動等による損害(*4)</li> <li>携行品の置き忘れ、紛失</li> <li>自然の消耗、かび、変色</li> <li>擦り傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷など</li> </ul>

## お支払いする保険金の内容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合																								
① 生活プラン 安心生活総合補償保険	<p>個人賠償責任保険金 (国内のみ 示談交渉サービス付)</p> <p>次の偶然な事故により、国内外において他人にケガをさせたこともしくは他人の物を壊したこと、または、国内において電車等の運行不能を引き起こしたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者*（保険の補償を受けられる方）の居住の用に供する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</li> <li>○被保険者*の日常生活に起因する偶然な事故</li> </ul> <p>*被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。</p>	<p>損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額</p> <p>(注1) 損害賠償金は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共済火災にご相談ください。</p> <p>(注3) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご加入者または被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意による損害賠償責任</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任</li> <li>●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※4)</li> <li>●職務遂行に直接起因する損害賠償責任（被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になります。）</li> <li>●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>●他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任</li> <li>●心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>●自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>																								
	<p>(※1) 被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲は下表のとおりです。 なお、続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p><b>【生活プランの場合】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>被保険者の範囲</th> <th>ご本人*1</th> <th>配偶者</th> <th>その他のご親族*2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個人賠償責任*3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【ファミリープランの場合】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>被保険者の範囲</th> <th>ご本人*1</th> <th>配偶者</th> <th>その他のご親族*2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>個人賠償責任*3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 加入者証記載の被保険者（本人）の方をいいます。 *2 ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。ご親族とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。 *3 ご本人のみで契約の場合でも、ご本人、配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま（下宿されている学生など）」が被保険者となります。なお、被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。</p> <p>「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。</p> <p>&lt;同居となる場合の例&gt; ・同一敷地内の別棟に住んでいる場合 ・病院に一時的に入院されている場合 など &lt;同居とならない場合の例&gt; ・介護施設に永続的に入所されている場合 など</p> <p><b>【急激かつ偶然な外来の事故とは】</b> 下記3項目を全て満たす場合をいいます。 ○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの ○外来性＝身体の外部からの作用によるもの &lt;上記3項目に該当しない例&gt; 日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折、骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金お支払いの対象とはなりません。</p> <p>(※2) 「ケガ」には、有毒ガスまたは有害物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (※3) 対象となる手術は、次の①・②とします。 ①公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。 ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。 ②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。 (※4) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガおよび損害は補償の対象となります。 (※5) 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。 (※6) ギプス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p> <p>・「入院」「通院」は医師の治療に限ります。接骨院、整骨院への通院も医師の治療に準じて取扱われます。なお、マッサージ、針灸、カイロプラクティック治療は医師の監督下によるものを除いては対象となりません。</p>				被保険者の範囲	ご本人*1	配偶者	その他のご親族*2	下記以外	○	—	—	個人賠償責任*3	○	○	○	被保険者の範囲	ご本人*1	配偶者	その他のご親族*2	下記以外	○	○	○	個人賠償責任*3	○	○
被保険者の範囲	ご本人*1	配偶者	その他のご親族*2																								
下記以外	○	—	—																								
個人賠償責任*3	○	○	○																								
被保険者の範囲	ご本人*1	配偶者	その他のご親族*2																								
下記以外	○	○	○																								
個人賠償責任*3	○	○	○																								

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
③ ゴルフプラン	<p>日本国内外でのゴルフの練習、プレーまたは指導中、およびこれらに付随して有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内で通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、誤って他人（キャディを含みます。）にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の賠償責任を負担されたとき</p>	<p>①損害賠償金： 被保険者(※1)(保険の補償を受けられる方)が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額 (支払方法) 被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>②損害防止費用： 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用および権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用 (支払方法) 損害賠償金と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>③応急手当等費用： 損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用 (支払方法) 損害賠償金と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>④争訟費用： 損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 (支払方法) 支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、損害賠償金が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。</p> <p>⑤保険会社への協力費用： 保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用 (支払方法) 支払限度額の外枠でお支払いします。</p> <p>⑥示談交渉費用： 損害賠償責任の解決について、被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 (支払方法) 支払限度額の外枠でお支払いします。 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>①ご加入者・被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意による賠償責任</p> <p>②貸しクラブやゴルフ場のゴルフカート等の他人から借りたり、預かったりしている物に対する賠償責任</p> <p>③被保険者と同居する親族に対する賠償責任</p> <p>④戦争・暴動・天災などに起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>自然災害時の法律上の賠償責任について 下記の場合、一般的には自然災害の程度が甚大で被保険者にとって不可抗力といえるようなときは、法律上の損害賠償責任はないものと考えられており、保険金のお支払いの対象とはなりません。</p> <p><b>例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●比較的短時間での激しい集中豪雨による浸水</li> <li>●台風などの風災や大雪による雪害</li> </ul>

## お支払いする保険金の内容

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
③ ゴルフプラン	ゴルフアー傷害	日本国内外の有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において、ゴルフの練習、プレーまたは指導中およびこれらに付随して、通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中にお客様ご自身が急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをされたり、そのケガがもとで亡くなったとき	<p>■死亡保険金： ケガを直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときは、保険金額の全額 (注)すでに、後遺障害保険金をお支払いしている場合は、保険金額からその金額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>■後遺障害保険金： ケガを直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは後遺障害の程度に応じて保険金額の4%～100% (注)保険期間を通じ、保険金額が限度となります。</p> <p>■入院保険金： 左記の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院日数1日につき保険金額の1.5/1000の額 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。</p> <p>■通院保険金： 左記の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合、90日を限度として、通院日数1日につき保険金額の1/1000の額 なお、被保険者が通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位(※1)を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等(※2)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。 (※1)所定の部位とは、肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、長管骨、脊柱、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。 (※2)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定できるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。 (注)通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書等の受領等のものは含みません。</p>	<p>①ご加入者・被保険者(保険の補償を受けられる方)・保険金受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ</p> <p>②被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によって生じたケガ</p> <p>③被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失によって生じたケガ</p> <p>④地震・噴火・津波・戦争・暴動によって生じたケガ</p> <p>⑤むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないもの</p> <p>※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> <p>など</p>
	ゴルフ用品	日本国内外の有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において、お客様が所有する加入者証記載のゴルフ用品の盗難や、ゴルフクラブの破損・曲損による損害が発生したとき	<p>保険金額を限度として、ゴルフ用品(※1)の損害を時価(※2)でお支払いします。 (※1)ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物(ゴルフの競技・練習に使用されるゴルフ用品)、被服類およびそれらを収容するバッグ類をいいます。 (※2)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年数などに応じた消耗分を控除した額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い金額をお支払いします。 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>①ご加入者・被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意または重大な過失による損害</p> <p>②火災の際における盗難による損害</p> <p>③ゴルフ用品の自然消耗、性質による変質その他類似の事由に起因する損害</p> <p>④置き忘れ・紛失による損害</p> <p>⑤戦争・暴動・天災による損害</p> <p>⑥ゴルフボールのみの盗難による損害</p> <p>など</p>
	ホールインワン・費用	日本国内の有料のゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき	<p>保険金額を限度として下記の費用をお支払いします。</p> <p>■同伴競技者、友人などへの贈呈用記念品購入費用： ただし、次の費用を除きます。 ◇賞状・紙幣、◇有価証券、◇商品券等の物品切手、◇プリペイドカード(ホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードはお支払いの対象となります。)</p> <p>■祝賀会費用</p> <p>■ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用 (※)記念植樹の代わりに、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を記念してゴルフ場に設置するモニュメント等を作成する場合はその費用を含みます。</p> <p>■同伴キャディに対する祝儀</p> <p>ホールインワン・アルバトロス費用で、他の保険契約等がある場合においては、引受保険会社は、次のア・イに掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。</p> <p>ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額(※)</p> <p>イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{保険金の額} = \text{それぞれの支払責任額が最も高い保険契約または共済契約の支払責任額(※)} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}</math> </div> <p>(※)支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>①被保険者(保険の補償を受けられる方)がゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)の場合、そのゴルフ場で達成したもの</p> <p>②ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>など</p>

(※1)被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下表のとおりです。  
なお、続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

**【ゴルフプランの場合】**

被保険者の範囲	ご本人*1	配偶者	その他のご親族*2
	○	—	—

\*1 加入者証記載の被保険者(本人)の方をいいます。  
\*2 ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。ご親族とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

※ゴルフプラン・ゴルフ賠償責任の①損害賠償金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。

### ＜ことばのご説明＞

ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等のゴルフ類似のスポーツはゴルフには含まれません。
ゴルフ場・ゴルフ練習場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目を問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。

## ホールインワン・アルバトロス費用

……ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき

### (ご注意)

- キャディを同伴していない「セルフプレー中」に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払の対象とはならない場合がありますのでご注意ください。
- ※セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、ゴルフ場使用人や先行・後続のパーティのプレーヤー等の同伴競技者以外の第三者の方がホールインワンまたはアルバトロスを目撃し、署名または記名押印した証明書が得られる場合等に限りて保険金支払の対象となります。
- 複数の保険にご加入いただいても、お支払いする保険金は最も高い保険金額が限度となります。

日本国内の有料のゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、お客様が慣習として出費を余儀なくされる次の費用を保険金額を限度としてお支払いします。

- 贈呈用記念品購入費用
- 祝賀会費用
- 記念植樹費用
- 同伴キャディに対する祝儀 など

- ～ 対象となるホールインワンまたはアルバトロスとは ～
- ① 9ホール以上を有する日本国内のゴルフ場(有料)で達成されたものであること
  - ② パー35以上の9ホール(ハーフ)またはパー35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドして達成したものであること
  - ③ 原則としてキャディ付で同伴競技者1名以上とラウンドして達成したものであること
  - ④ 達成者がゴルフの競技または指導を職業としている方でないこと …が条件です。

保険金のお支払いは次のいずれかに該当する場合に限りです。

- (1) ホールインワンまたはアルバトロスを次のア・イの両方が目撃した場合(公式競技の場合は、ア・イのいずれかの方が目撃した場合)
  - ア. 同伴競技者
  - イ. 同伴競技者以外の第三者(下記の方をいいます。)
    - ・同伴キャディ ・ゴルフ場使用人 ・公式競技の競技委員 ・ゴルフ場に入浴りする造園業者、工事業者
    - ・ゴルフ場内の売店運業者 ・ワンオンイベント業者 ・先行・後続のパーティのプレーヤー ※

※被保険者が参加するゴルフコンペのプレーヤーが目撃した場合も対象となります。
- (2) ホールインワンまたはアルバトロスの達成が、記録媒体に記録された映像等により客観的に確認できる場合

ホールインワンまたはアルバトロスを達成された際には次の書類が必要です。

- (1) 共栄火災所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書  
次のア～ウに掲げるすべての方(※)が署名または記名押印したホールインワンまたはアルバトロス証明書  
(※) 公式競技の場合は、アまたはイのいずれかの方およびウの方  
ホールインワンまたはアルバトロスの達成が、記録媒体に記録された映像等により客観的に確認できる場合は、アおよびウの方  
ア. 同伴競技者  
イ. 同伴競技者以外の第三者(上記に記載のとおり)  
ウ. 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の責任者
- (2) 費用の支出明細書およびその支出を証明する書類(領収書等)
- (3) 同伴競技者のアテスト済みのスコアカード
- (4) その他共栄火災が必要とする資料

### <ご加入の際のご注意>

- ①補償重複について 下記ア、～イ、の補償につきましては、「同様の補償を行う他の保険契約(共済契約を含みます。)、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご加入ください。  
ア.生活プラン・ファミリープランの「携行品損害」および「個人賠償責任」  
イ.ゴルフプランの「ゴルフ賠償責任」、「ゴルフ用品損害」および「ホールインワン・アルバトロス費用」  
(注) 確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、そのご契約を解約されたり、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。
- ②告知義務(ご加入時に共栄火災に重要な事項を申し出てください) ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきますことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。  
この保険では加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となります。
- ③死亡保険金受取人の指定 死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。

### <ご加入後のご注意>

通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に共栄火災に連絡していただく義務) ご加入後に、告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災に通知ください。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故について、保険金が削減されたり、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼書に★印が付された項目がご通知いただく事項(通知事項)となります。  
※現役社員の方が保険期間内に退職した場合、満期まで保険契約は有効となります。(ただし、月払契約の場合一括にて保険料をお支払いいただく必要があります。)

### <もし事故が起きたときは>

- ①事故の連絡 万一事故が発生した場合には、すみやかに最寄りの共栄火災営業店もしくは、24時間365日事故受付サービス「共栄火災あんしんほっとライン」にご連絡ください。
- ②賠償事故の場合 生活プラン・ファミリープランの「個人賠償責任」の補償には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」がごさいますが、ゴルフプランの「ゴルフ賠償責任」の補償には「示談交渉サービス」はごさいません。従いまして、「ゴルフ賠償責任」の補償が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、お客様側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。このパンフレットは安心生活総合補償保険・ゴルファー保険の概要についてご説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、積水ハウスフィナンシャルサービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

●この保険は積水ハウスを保険契約者とし、その従業員・退職者およびご家族を被保険者とする団体契約です。従いまして、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は積水ハウスが有します。

#### 引受保険会社に関するご説明

共栄火災海上保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は共同保険の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

幹事会社 **共栄火災海上保険株式会社**

大阪支店 企業営業課  
大阪市北区西天満1-2-5  
電話 06-6312-4003

**東京海上日動火災保険株式会社**

### 万一の事故の場合

- ①事故が発生した場合は、最寄りの共栄火災営業店もしくは、  
**24時間365日事故受付サービス「共栄火災あんしんほっとライン」(0120-044-077)まで、**  
すみやかに事故報告をしてください。
- ②賠償事故が発生した場合は、事前に保険会社の了解の上で示談をしてください。
- ③携行品損害、ゴルフ用品損害が発生した場合は、警察(盗難のみ)、ゴルフ場等へ届け出を行ってください。